

辻 泰弘 国会ニュース

つじ やす ひろ Kokkai News 2010年12月10日 NO.96

国民に祝福される介護保険改革を！

辻泰弘は、政府内で検討中の介護保険制度改革について、11月24日、意見書を提出（以下はその抜粋）。現在、それに基づく取り組みを継続中。

【意見書】 現在、政府部内で検討されている介護保険制度改革の内容と進め方に対しては、大いなる疑問と懸念を持たざるを得ない。



民主党は、これまで「十分な医療・介護サービスを提供」し、「医療、介護の不安をなくす」ことを強く主張し、「在宅介護などを推進し、地域で安心して生活できる環境を整備する」と公約してきた。にもかかわらず、今回、唐突に、介護保険における給付の切り下げ、自己負担の引き上げを明確な理念に基づくことなく、細々した財政の辻褄合わせで進めようとしていることは、理解に苦しむことであり、国民の理解は到底得られない。

政権交代後、初めての民主党政権による介護保険制度改革は、多くの国民から祝福されるものでなければならない。かかる見地から、以下の意見を申し述べたい。

1. 民主党政権の成立の基本にさえ関わると言っても過言ではない意義を担った介護対策などの重要政策に要する経費については、他の新規政策に要する予算要求と同じように「ペイ・アズ・ユー・ゴー」原則を機械的、かつ単純に適用すべきではない。ましてや、介護職員の処遇改善のための経費は既に予算化されているものである。1900億円規模の介護職員処遇改善交付金の機能を介護報酬の中に位置づけるとするならば、それに要する国費（500億円）は義務的経費であり、これに対して財政当局が異を唱えたり、支出を拒むことは断じて許されない。

平成24年度予算の課題として、内閣全体で検討し、答えを出すべき介護職員の処遇改善対策であるにもかかわらず、23年度予算さえ決まっていない現時点で、24年度の500億円の財源捻出が必要だと決定づけ、総報酬割の導入を既定路線として固定化し、先走って対処しようとする姿は異常であり、理解できない。厚生労働省の勝手な動きを止めるべきである。

2. 第2号保険料についての総報酬割の導入は、応能負担の原則に立つもので、政策としては理解できるが、今年、強引な形で医療保険に持ち込んだ経緯もある中で、それに追い打ちをかけるように恒久措置として導入することについては、合意形成は難しく、政策当局と関係者との信頼関係を根本的に損ねかねない。よって、現段階で導入を決定することには反対する。

3. 老健局が提示している項目の中で最も問題なのは、「ケア・プラン作成への自己負担導入」である。同政策は、在宅介護を進めようとする方針にそぐわない、理念を欠いた政策である。

毎月500円程度徴収される高齢者からの反発は極めて強いものと予想され、また、この方針によれば費用を負担しても、結果としてサービスが受けられない場合も想定される。

このような「安心の提供」の公約に反する政策の採用は厳に慎むべきである。（全文HP掲載）

社会保障審議会介護保険部会で検討中の改革案について民主党介護保険改革ワーキングチームに提出。